

居宅介護支援事業 重要事項説明書

東京都中央区より居宅介護支援事業所の指定を受け、居宅介護支援を行います。事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

【基本方針】

- 利用者の心身の状況等に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な情報の提供、居宅介護サービス計画の作成、主治医等との連携、サービス事業所との連絡調整等、適切に行います。
- 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定にあたっては、ご利用者およびご家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。
- 適切なサービスの提供のために、関係市区町村、地域のサービス提供事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

【居宅介護支援利用料】〈月額〉

- 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合
要介護 1・2 12,380 円 要介護 3・4・5 16,085 円
- 介護支援専門員取扱件数 45 以上 60 件未満の場合
要介護 1・2 6,201 円 要介護 3・4・5 8,025 円
- 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合
要介護 1・2 3,716 円 要介護 3・4・5 4,810 円
- 介護職員等処遇改善加算 所定単位数の 2.1%を事業所に算定

【加算を算定した場合】

- 初回加算 初回月 3,420 円
- 退院・退所加算
- ◎カンファレンス参加なしの場合 連携 1 回 5,130 円 連携 2 回 6,840 円
- ◎カンファレンス参加ありの場合 連携 1 回 6,840 円 連携 2 回 8,550 円 連携 3 回 10,260 円
- 入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,850 円 ○入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,280 円
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,280 円
- 通院時情報連携加算 570 円 月に 1 回まで
- 看取り期におけるターミナルケアマネジメント加算 4,560 円

令和 年 月 日

□居宅介護支援の提供を開始するにあたり、利用者に対して居宅介護支援事業 重要事項説明書に基づき、本書内容を説明しました。

事業者名：中央区医師会訪問看護ステーションあかし

住 所：東京都中央区明石町 1-6

管理者： 荻巣 麻美

居宅介護支援専門員

重要事項説明者： _____

令和 年 月 日

□私は、契約書及び本書面により事業所から居宅介護支援事業についての重要事項の説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

利用者：氏名 _____

□利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、下記、家族もしくは代理人が利用者に代わって、その署名を代筆しました

家族・代理人：氏名 _____

本人との関係： _____

1. 事業者概要

事業所名称	公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし
所在地	東京都中央区明石町 1-6
電話番号	03-5565-7281
法人種別	公益社団法人
代表者名	公益社団法人中央区医師会 会長 西井 京子
法人電話番号	03-3531-1048
指定番号	東京都指定 1370200147 号

2. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	3（うち管理者 1 名）	0	3

3. 営業日・営業時間

営業日・ 営業時間	営業日は原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日から1月3日に関しては病状に応じて対応する。又、営業時間は9時15分から17時15分までとする。
--------------	---

4. 営業地域 ○通常の営業地域・・・中央区・江東区

5. 公正中正の確保について（利用者が居宅サービスの提供を希望される場合）

- ① 複数の事業所の紹介を求めることが可能。 ②当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが出来る。

6. アセスメント及び居宅サービス計画の作成方法 ○リ・アセスメント方式によりアセスメントを行います。

7. 居宅介護支援利用料 【ケアプラン作成料】

要介護または要支援認定を受けられた利用者は介護保険から全額給付される為、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法廷代理受領が出来なくなった場合等は事業所へ表面の【居宅介護支援利用料】の金額を直接お支払いいただくことになります。

【交通費】 前記4の営業地域内では事業所が負担しますので自己負担はありません。

【解約料】 利用者はいつでも契約を解約できます。解約料は一切かかりません。

8. 相談苦情窓口

公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし 居宅介護支援事業 管理者 荻巣 麻美	所在地：東京都中央区明石町 1-6 電話：03-5565-7281 受付時間：平日 9：15 から 17：15
公益社団法人中央区医師会 会長：医師会会長	所在地：東京都中央区勝どき 1-6-7 電話：03-3531-1048 受付時間：平日 9：30 から 18：00
中央区福祉保健部介護保険課 指導担当	所在地：東京都中央区築地 1-1-1 電話：03-3546-5749 受付時間：平日 8：30 から 17：15
江東区役所介護保険課 介護サービス利用相談	所在地：東京都江東区東陽 4-11-28 電話：03-3647-9099 受付時間：平日 9：00 から 17：00
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11F 電話 03-6238-0177 受付時間：平日 9：00 から 17：00

9. 苦情処理体制及び手順

- ①事業所は苦情または相談があった場合は利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じて利用者居宅を訪問し、事実確認をします。
- ②特に当事業所に対する苦情である場合には、利用者の立場を考慮して、サービス提供担当者への事実確認を行います。
- ③②項の処理手順に基づいて対応し、関係者への連絡調整が必要なときには速やかに行うとともに、利用者へは必ず対応策を含めた結果報告を行います。
- ④利用者の担当介護支援専門員に苦情内容を速やかに報告すると共に、共同でご利用者様への対応を行います。尚、苦情内容については、サービス提供担当者などへの報告を行って再発防止策を協議します。
- ⑤事業所において対応、処理できない内容のときは、行政機関等関係窓口と協力して、適切な対応策をご利用者様の立場に立って検討し実施いたします。

10. 事故発生時の対応

事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者のご家族などに連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとします。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲において損額賠償を速やかに行うものとします。

11. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況割合及び各サービスの同一事業者割合は重要事項説明書別紙のとおりです。

12. ハラスメントの防止・対策

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対して研修を実施するなどの措置を講じます。職員が利用者やその家族等からハラスメントをうけるなどにより適切なサービス提供をできないと認められる場合は、関係各所や行政などと相談の上サービスの中断・休止をさせていただくことがあります。また、適切なサービス提供をできる見込みがないと判断される場合は、契約を解除するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

- ①暴力行為や、物を投げる、危険物を向ける、怒鳴る、大声を発する、中傷・名誉棄損・侮辱行為など職員に対する身体的・精神的な攻撃
- ②性的嫌がらせ、性的な行動（性的な関係の強要、必要のない身体への接触、わいせつな図画などを見せる、わいせつな言動を繰り返すことなど）
- ③職員の連絡先などの開示要求、職員へのつきまとい行為
- ④介護保険として提供可能な範囲を超えるサービス提供の要求や、サービス利用に関する助言や相談の申し入れなどを理由なく拒否する・全く反応しないことなど、事業所による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発防止をするため、次の措置を講じるように努めます。

- ①事業所における虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

14. 非常災害・感染症対策

事業所は非常災害の発生時や感染症蔓延時において、利用者に対する居宅介護支援事業の提供を継続的に実施、また非常災害時の早期業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①介護支援専門員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 to 実施するように努めます。
- ②定期多岐に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ③事業所における感染症の予防および蔓延防止のため対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ④事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備します。
- ⑤介護支援専門員に対して、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的 to 実施します。

15. 身体拘束等の原則禁止・適正化の推進

利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針を踏まえてケアプランや介護保険サービス利用、重要事項説明書などにおける利用者などへの説明・同意について、必要時電磁的記録による対応を可能とします。

17. 録音機器の使用および音声情報の管理

当事業所の提供するサービスの適正化・内容の確認を目的として使用します。

- ①録音されたデータは個人情報保護法、および当事業所の規定に基づき厳正に管理いたします。
- ②本データは前述の目的以外に使用せず、同意なく第三者に提供を致しません。
- ③本データはサービス終了後、または目的達成後に適切な方法で消去・破棄されます。